

# 秋田県消防学校給食業務委託仕様書

この仕様書は、秋田県消防学校（以下「委託者」という。）が、令和8年度の給食業務を委託するにあたり、業務委託内容の仕様について、必要な事項を定めるものとする。

## 第1章 総則

### （総則）

第1 本業務における給食とは、秋田県消防学校において、別記1「教育訓練計画（令和8年度）」にある教育課程を受ける学生のほか、職員及び委託者が必要と認める者（以下「学生等」という。）に対する朝食、昼食及び夕食の食事の供給をいう。

### （学生等への健康配慮）

第2 受託者は、給食が消防学校の学生等の健康管理業務の一環であることを認識し、保健衛生管理に万全の注意を払い、かつ、十分な栄養と嗜好を有する給食を供給するものとする。

### （委託業務概要）

第3 委託者は、次の各号に掲げる給食業務を委託する。

- (1) 学生等の朝食、昼食及び夕食の給食計画及び献立表の作成
- (2) 食材料の調達
- (3) 調理及び加工
- (4) 盛り付け及び配食
- (5) 給食の後片づけ（食器、箸等の洗浄を含む。）
- (6) 業務遂行上生じたごみ等不要物品の整理及び不要物品置場への運搬
- (7) 厨房、食品庫、食堂（以下「厨房等」という。）の施設設備及び物品の管理
- (8) 厨房等の衛生管理
- (9) 厨房等の火災予防
- (10) その他前各号に付帯する必要な事項

### （衛生管理）

第4 受託者は、給食業務を実施するに当たり、第1章第2並びに第2章の業務要領に基づき、良質な食事を提供するものとし、食品衛生法及びその他の関係法令等の規定を遵守し、適切な衛生管理を行わなければならない。また、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長改正通知）に添った衛生管理に努めなければならない。

### （委託期間）

第5 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料の支払い）

第6 委託料の支払いは、各月毎とし、検査に合格した後支払うこととする。

### （委託の条件）

第7 委託者は、第1章第1の業務実施に必要な消防学校の施設、設備及び機械器具等を無償で受託者に使用させるものとする。

- 2 委託者は、給食業務に必要な電気、ガス及び用水を、無償で給付するものとする。
- 3 委託者は、委託業務に従事する者の休憩室を無償で提供するものとする。
- 4 受託者は、第1項及び第3項の施設等について、委託者の指示に基づき適時適切な整理及び清掃を実施するなど善良な管理に努めなければならない。

### （権利、義務の譲渡等の禁止）

第8 受託者は、委託契約から生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にしてはならない。

(損害賠償)

第9 受託者の重大な過失により、食中毒又は法定伝染病が発生した場合は、誠意をもって、賠償の責を負うものとする。ただし、その原因等は、所轄官公庁の判定に基づくものとする。

(業務経費の負担区分)

第10 業務委託にかかる委託者及び受託者の負担区分については、「秋田県消防学校給食業務経費負担区分表」のとおりとする。

## 第2章 業務要領

(業務の管理)

第11 受託者は、給食業務のための作業管理、衛生管理及び資材管理について、十分に各関係法令を遵守し、誠実に履行することとする。

(必須とする人員配置)

第12 必須とする人員配置は、次のとおりとする。

- (1) 総括責任者1名(常時連絡可能なこと。)
- (2) 調理責任者1名(常時、学校に配置すること。また、配置は、一日中、同一の者でなくとも構わない。)
- (3) 衛生管理者1名(常時、学校に配置すること。また、配置は、一日中、同一の者でなくとも構わない。)

ただし、調理責任者と衛生管理者は、兼任することができるものとする。

(業務員の通知)

第13 受託者は、配置する業務員について、業務員名簿(有資格者にあたっては、その資格を証する書類の写しを添付したもの。)を委託者に届け出るものとする。

(献立)

第14 給食の献立は、厚生労働省の定める食事摂取基準を充たすように食品構成に配慮し、食材料を選択し、衛生的で変化に富み、かつ、嗜好的な食事を供給するよう努めなければならない。

- 2 食材料を選択する際は、新鮮な食材であること、冷凍食品を多用しないこと、地場産品の使用に努めることとする。
- 3 教育課程により入校する学生の年齢が変わるため、年齢に応じたカロリー数でバランスを考慮した献立とすることとする。
- 4 給食予定献立表(カロリー数を表示)は、受託者の栄養士が毎週作成し、委託者に提示しなければならない。
- 5 アレルギー体質の学生に対しては、アレルギー原因食材除去食を提供すること。

(給食実施日及び給食数量)

第15 給食を実施する日は、別記1「教育訓練計画(令和8年度)／令和8年度給食実施予定表」のとおりとする。ただし、学校運営や訓練の特別な事情などにより、給食実施日等を変更することがある。

- 2 給食の予定数量は、別記2「年間給食予定数量(令和8年度)」のとおりとする。
- 3 週の全日において研修課程が継続する場合の周期イメージは下表のとおり。

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
朝食		有	有	有	有	有	
昼食		有	有	有	有	有	
夕食		有	有	有	有		

(給食時間)

第16 給食時間は、原則として次のとおりとする。ただし、授業等により、変更する場合がある。  
朝食 7:30~8:00、 昼食 12:00~13:00、 夕食 17:00~17:30

(給食数の通知)

- 第17 委託者は、給食数について給食当日の7日前までに受託者に通知するものとする。  
2 前項の通知後に変更が生じた場合は、委託者は直ちに受託者に通知するものとする。

(委託業務の確認)

- 第18 受託者は、委託者が指示したときは給食を提供する前に委託者の検食を受けなければならない。  
2 受託者は、給食を提供した時は、実施した業務内容を「給食業務日誌」(様式第1号)により委託者に報告し、確認を受けなければならない。  
3 受託者は、食材料の調達に要した納品書等を常に整理し、委託者の指示により委託者の確認を受けることとする。

(施設の改造等)

- 第19 受託者は、厨房等の施設及び設備等を改造するときは委託者の承認を受けなければならない。  
また、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは原形に復するものとする。

(火災等防止)

- 第20 受託者は、業務員の中から火気取扱責任者を選定し、火災等の予防に万全を期さなければならない。

(その他)

- 第21 この仕様書に定めのない事項で、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

秋田県消防学校給食業務経費負担区分表

委託者負担経費	受託者負担経費
<ul style="list-style-type: none"><li>給食施設の改修、修理の経費</li><li>害虫防除の費用</li><li>調理用具・食器類</li><li>厨房室内等の照明器具</li><li>電気、ガス、水道等の光熱水費</li><li>グリストラップの清掃</li><li>検食</li><li>一般廃棄物処理にかかる費用</li><li>食堂用茶葉</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>受託者職員の人件費</li><li>受託者職員の保健衛生費(健康診断、検便)</li><li>受託者職員の被服及び洗濯代</li><li>受託者職員の業務履行経費</li><li>食器洗剤、消毒剤等の消耗品費</li><li>給食食材料費</li><li>清掃用品費用(ふきん、スポンジ、タワシ等)</li><li>食用使用消耗品費(ラップ、ホイル等)</li><li>事務用品費(受託者で使用するもの)</li><li>通信料(電話・インターネット等)</li><li>保存食</li><li>給食に関する諸官庁手続費用</li><li>食用油廃液の処分</li></ul>

(様式第1号) 給食業務日誌

令和 年 月 日		曜日			
消 防 学 校 確 認 印					
総務チームリーダー	総務 チーム				
教育課程名等	提 供 給 食 数				
	朝食	昼食	夕食		計
計					
調理者					
備考					